



埼玉県からのお知らせです。

こんな悪質商法にご注意!!

**— 新聞の定期購読契約
に関するトラブルの巻 —**

高齢者を守る

お助け **かわらばん**





〇〇新聞
です!!

新聞は
1年先まで
決まってる
んだけど

ドン



ドン



いろいろ
お付け
します

1年後
からでも
いいです
よ〜♪

うーん...
じゃあ...

半年後——

田舎に
引っ越す
ことになったので
やっぱり、解約
したいのだが…

解約は
できません!!



困ったときは…



消費生活
センターへ
相談して
みようか…



相談員

まって!

本当に大丈夫!?

- 景品につられて契約しないようにしましょう。
- 長期間の契約や数年先から始まる契約は避け、先の見通せる範囲で契約しましょう。
- トラブルになった場合は、お近くの消費生活センターにご相談ください。

不確かな
未来の契約
危険かな



困ったときは、お住まいの自治体の
消費生活相談窓口に相談ください

消費者ホットライン **い や や**
TEL 188



埼玉県のマスコット
「コバトン」



埼玉県のマスコット
「さいたまっち」

お近くの相談窓口につながります!

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等のご相談は(局番なし188番)にお電話ください。